



# 青森県報

第二千百三十三号

平成十四年十一月二十二日(金曜日)

## 目次

### 訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程	一
告示	二

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定	二
漁業の許可等の申請期間	三
道路の区域の変更	三
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	四
公告	四

土地改良区の定款変更の認可	四
都市公園の区域変更	四
建築協定の認可	四
建設業者の許可の取消し	五
公安委員会	五
型式の検定適合遊技機	五
正誤	六

平成十四年三月二十九日号外第三十三号議事中  
 (議事事務局) 六  
 (生活安全課) 五  
 (農村整備課) 四  
 (都市計画課) 四  
 (建築住宅課) 四  
 (十和田県土整備事務所) 五

## 訓

## 令

青森県訓令第四十六号

青森県鉄道施設の管理に関する規程を次のように定める。

平成十四年十一月二十二日

庁 中 一 般  
 鐵 道 管 理 事 務 所  
 青森県知事 木 村 守 男

### 青森県鉄道施設の管理に関する規程

#### (趣旨)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、青森県鉄道施設条例(平成十四年十月青森県条例第七十号)第一条第一項に規定する鉄道施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第二条 この規程において使用する用語は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第百五十一号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

#### (実施基準)

第三条 省令第三条第一項に規定する実施基準は、次に掲げるとおりとする。

一 軌道施設実施基準

二 土木施設実施基準

三 電気設備実施基準

四 運転保安設備実施基準

(実施基準等の遵守)

第四条 施設の構造及びその取扱い並びに列車等の取扱いについては、次条から第七条までの規定のほか、前条の実施基準並びに青い森鉄道株式会社が定める運転取扱実施基準及び運転取扱実施基準細則(以下「実施基準等」という。)を遵守しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施設又は車両の性能試験のため一時使用する設備又は一時的に行う列車等の運転については、別に基準を定めて実施することができる。  
3 災害等のため一時使用する施設又は車両の構造については、省令の範囲内で安全が確認できる場合には、第七条及び実施基準等によらないことができる。

(危害の防止)

第五条 施設の工事は、法<sup>切</sup>り、切土、掘削、盛土、くい打ち等により人に危害を及ぼさないように行わなければならない。

(著しい騒音の防止)

第六条 列車等の走行については、著しい騒音が発生しないようその防止に努めなければならない。

(高齢者、身体障害者等への配慮)

第七条 高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上のために講ずべき措置については、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第四条の定めるところによる。

(応急復旧の体制)

第八条 鉄道運転事故、災害等が発生した場合における応急復旧のための体制は、青い森鉄道株式会社が定める運転取扱実施基準によるものとする。

(運転の安全確保)

第九条 青森県鉄道管理事務所の所長(以下「鉄道管理事務所長」という。)は、職員<sup>の</sup>知識及び技能並びに運転関係の設備を総合的に活用して、列車等の運転の安全確保に努めなければならない。

(教育、訓練等)

第十条 鉄道管理事務所長は、列車等の運転に直接関係する作業を行う職員について

は、運転関係業務に係る適正検査並びにその作業を行うのに必要な保安のための教育及び訓練を行い、その作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければ、その作業を行わせてはならない。

2 鉄道管理事務所長は、列車等の運転に直接関係する作業を行う職員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。

3 鉄道管理事務所長は、施設の保守その他これに類する作業を行う職員については、その作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう教育及び訓練を行わなければならない。

(職員に対する監督)

第十一条 運転に関し必要な合図を行うために列車等に乗務する職員を監督する職員ある者は、当該職員に対し、執務前、列車等の運転中その他適宜なときに運転上必要な事項について報告を求め、又は指示を与える等適切な監督をしなければならない。

(委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、鉄道管理事務所長が定める。

附 則

この訓令は、平成十四年十二月一日から施行する。

# 告 示

青森県告示第五百九十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

指定 番号	種 別	名	称	発行者 (製 者)	該当条項

青森県告示第五百九十四号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項

二七四七	二七四六	二七四五	二七四四	二七四三	二七四二	二七四一	二七四〇	二七三九	二七三八	二七三七
書籍										
レディースコミックタブー 十二月号	トップ・スピード 十二月号	COMICポプリクラブ 十二月号	レディースコミック微熱 十二月号	海賊ナンバーワン 十二月号	GOKU H 十二月号	Drピカソ 十二月号	コミックまるまん 十二月号	マガジン・ウオー 十二月号	コミック快樂天 十二月号	Chuッスベシャル 十二月号
一九六七三・二二	〇六八三七・二二	一三八六五・二二	〇九六六三・二二	〇二四六一・二二	〇三七七七・二二	〇六六三五・二二	一三七〇一・二二	〇八三九七・二二	一三八七七・二二	一六一五一・二二
三和出版	サン出版	晋遊舎	セブン新社	竹書房	パウハウス		ぶんか社	マガジンマガジン	ワニマガジン社	
青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当										

1	番号 図面	種道 路類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
	国 道	一〇一 号	五所川原市栄町六の一まで	南津軽郡浪岡町大字大釈迦字山田二一五から	前 後	三〇八・〇〇メートルから 三〇八・〇〇メートルまで	八、四三二・〇〇メートル 八、四三二・〇〇メートル	

（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木村守男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十五年一月六日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 二月一日から七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月二十一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百九十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字松森町二の六

木村 光彦

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

弘前市大字松森町一・二の三

2 変更後の住所及び売りさばき場所

弘前市大字松森町二の六

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田光土地改良区の定款の変更を平成十四年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

都市公園の区域変更

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十

九号）第二条の二及び青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第三条の規定により公告する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 名称

青森県総合運動公園

二 位置

青森市

三 変更前の区域及び変更後の区域

別紙図面のとおり（略）

（青森県県土整備部都市計画課及び青森県土整備事務所において一般の縦覧に供する。）

四 区域変更の期日

平成十四年十一月三十日

建築協定の認可

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十条第一項の規定により「ひとみの里」住宅団地建築協定を認可したので、同法第七十三条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、認可した建築協定に係る建築協定書は、東通村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 建築協定を締結した土地の所有者等の代表者

東通村土地開発公社理事長 田野武光

二 建築協定の目的

住宅地としての環境を高度に維持増進するため

三 建築協定区域

四 下北郡東通村大字砂子又字里地内  
建築協定の有効期間

- 1 公告の日から十年。ただし、有効期間満了の日の六月前までに、土地の所有者等からこの協定の有効期間の継続について異議の申出がない場合は、更に五年間継続するものとし、以後の有効期間の継続についても同様とする。
- 2 協定違反の措置に係る規定の適用については、1の有効期間経過後も、なおその効力を有する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社佑貴建設工業
- 二 代表者の氏名 一戸 兵衛
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字鶴喰字明堂一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一四九四一号
- 五 取消年月日 平成十四年十一月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、大工、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十四年十月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）

号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CR・プラボー絶好鳥Y	株式会社平和
"	CR・プラボー絶好鳥J	"
"	CR・プラボー絶好鳥X	"
"	CRおいつ鬼太郎H	株式会社藤商事
"	CR華王X1	京楽産業株式会社
"	CR華王Z1	"
"	CRもののけやしきXX	株式会社ミスホ
"	CR Eアドベンチャー in アクアポリスS	マルホン工業株式会社
"	CR Eアドベンチャー in アクアポリスMX	"
"	レッドライオンSVX	株式会社ソフィア
"	CR新海物語M27	株式会社三洋物産
回胴式遊技機	サンペイR	サミー株式会社

平成十四年十一月二十二日 号外第三三三号	発行年月日 番号	青森県議会告示	区 分	第二号	番 号	二	ペー ジ	下	段	六	行	趣旨	誤	要旨	正
-------------------------	-------------	---------	-----	-----	-----	---	---------	---	---	---	---	----	---	----	---

議 会 事 務 局 議 事 課

正  
誤

スロットパラダイス ・ 30	ダブルエックス	ゼット ・ 30	ドリルギャンブル	ジューピタークイーン2
株式会社ネット	株式会社オリンピア			

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭